佐世保工業高等専門学校教員組織規程

（平成１６年４月１日制定）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構組織規則」という。）及び佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教員組織を定めることを目的とする。

第２章　筆頭副校長及び副校長

（筆頭副校長）

第２条　本校に筆頭副校長を置く。

２　筆頭副校長は、教授の中から校長が選任する。

３　筆頭副校長は、校長の命を受け、副校長を総括し、次の各号に関することを掌理する。

一　学校の管理運営に関すること。

二　広報・社会連携マネジメントに関すること。

４　筆頭副校長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

（副校長）

第３条　本校に副校長を置く。

２　副校長は、機構組織規則第５条及び学則第５条に定める教務主事、学生主事、寮務主事、本規程第４条に定める専攻科長及びその他必要な者をもって充てる。

３　副校長は、校長の命を受け、校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。

４　第２項に定める副校長のうち、その他必要な者については、教職員の中から校長が選任する。

５　前項に定める副校長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第３章　専攻科長及び専攻科副科長

（専攻科長）

第４条　本校に専攻科長を置く。

２　専攻科長は、教授の中から校長が選任する。

３　専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の教務に関することを掌理する。

４　専攻科長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

（専攻科副科長）

第５条　本校に専攻科副科長を置く。

２　専攻科副科長は、教授及び准教授の中から校長が選任する。

３　専攻科副科長は、専攻科長の職務を補佐する。

４　専攻科副科長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第４章　校長補佐

（校長補佐）

第６条　本校に校長補佐を置く。

２　校長補佐は、教授及び准教授の中から校長が選任する。

３　校長補佐は、校長の職務の中で総務に関する職務を補佐する。

４　校長補佐の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第５章　学科長及び基幹教育科長

（学科長及び基幹教育科長）

第７条　本校の機械制御工学科、電気電子工学科、情報知能工学科及び化学・生物工学科（以下「各学科」という。）に学科長を、基幹教育科に基幹教育科長を置く。

２　学科長及び基幹教育科長は、教授及び准教授の中から校長が選任する。

３　学科長及び基幹教育科長は、当該学科及び基幹教育科の運営、教育計画の立案、教員の研究、勤務及び出張等の調整、学生の就職等に関することを行う。

４　学科長及び基幹教育科長の任期は、各学科及び基幹教育科の申合せを受けて校長が定めるものとし、再任を妨げない。

第６章　主事補

（主事補）

第８条　機構組織規則第５条及び学則第５条に定める各主事のもとに主事補を置く。

２　主事補は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。

３　主事補は、主事の職務を補佐する。

４　主事補の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第７章　学級担任及び学級副担任

（学級担任）

第９条　学級に学級担任を置く。

２　学級担任は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。

３　学級担任は、学級運営、学生指導、特別教育活動等に関することを行う。

４　学級担任の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

（学級副担任）

第１０条　学級に必要に応じ学級副担任を置くことができる。

２　学級副担任は、教員の中から校長が選任する。

３　学級副担任は、学級担任の職務を補佐する。

４　学級副担任の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第８章　会議等

（会議の種類）

第１１条　本校に次の会議を置く。
一　校務執行会議
二　運営会議
三　学科会議
（校務執行会議）
第１２条　校務執行会議は、最高意思決定機関として管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図る。
２　校務執行会議に関する事項は別に定める。
（運営会議）
第１３条　運営会議は、諮問機関として管理運営に関する事項を報告・審議し、校務の円滑な運営を図る。
２　運営会議に関する事項は別に定める。
（学科会議）
第１４条　学科会議は、各学科及び基幹教育科（以下「各学科等」という。）の重要事項を具体的に審議し、各学科等の円滑な運営を図る。
（委員会等）
第１５条　本校に、必要に応じ委員会等を置く。
２　委員会等に関する事項は別に定める。

第９章　その他
（雑則）
第１６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
２　この規程施行の際、現に改正前の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第２条第１項に定める主事補である者は、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第２条第３項に掲げる主事補とみなし、その任期は第４条第１項の規定にかかわらず平成１７年３月３１日までとする。
３　この規程施行の際、現に改正前の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第２条第２項に定める専攻科副主任である者は、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程第２条第４項に掲げる専攻科副科長とみなし、その任期は第４条第１項の規定にかかわらず平成１７年３月３１日までとする。
附　則
この規程は、平成１７年１１月１日から施行し、改正後の佐世保工業高等専門学校教員組織規程の規定は、平成１７年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月１２日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規程施行後、選任された校長補佐（特命担当）の任期については、第４条第１項の規定にかかわらず、当分の間、３年とする。

附　則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和４年１０月４日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

２　この規程施行後、令和４年度中に選任される筆頭副校長及び第３条第４項に規定する副校長の任期は、第２条第４項及び第３条第５項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までとする。

附　則（令和７年３月４日一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。